

東京府市民諸君に訴ふ

親愛なる東京府市民諸君。

私等は東京瓦斯株式會社の従業員として諸君の居所やストーブ或ひは諸工場の重要な一部をなす燃料供給者として日夜汗にまみれ而して熱火を闘ひ乍ら一意専心只管諸君の燃料使用上差支へなからしめん爲め不斷の努力を續けて居るものであります。

瓦斯製造作業の如何に身心を勞する労働であるか云ふ事はこゝにくどくどしく説明するを避けて、私等の生活資料則ち日給の如何に低廉なるかと云ふ事もお告げ致します。

私等は初給が一圓五十錢で五ヶ年勤続者がやうやく一圓七十五錢位であります、二十ヶ年勤めてやつと二圓三十錢位にしか成らぬのであります、如斯き待遇であるにも不抱私等は會社當事者の誠意を期待して忍従に忍従を重ねて今日に至りました。然し會社は依然として此の最劣なる待遇を改めようとはしないのであります。私等は最早此の上の生活苦に堪へられなく成りました、そこで止むなく左の五ヶ條の嘆願を致しました。

- 一、三大節及會社の記念日を特別公休にして下さい。
- 二、公休日を一ヶ月三回にして下さい。
- 三、屋外従業員に防寒外套を支給して下さい。
- 四、賞與金を半期に二ヶ月分にして下さい。
- 五、昇給率を改善して下さい。

以上の嘆願に對し會社は一、三、のむしろ自發的に施行せらる可き性質の條項を容れ四に對しては三分の一程度の申譯の容認をしたに過ぎません。

私等の所謂物質的待遇改善の目的から見れば殆んど拒絶に近い回答を與へられたのであります。此の時私等三千の組合員は憤然と立ちまゐりました。穩健を標榜する我が組合の立擧を考へ又公共事業に携はる重大なる責任を感じた時、ジツト腹の虫を抑へてお互に經擧盲動を戒め、そして飽く迄忍従の態度を持つて會社側の再考をお願ひすべく再嘆願をしたのであります。嗚呼、然しそれ

は悲惨にも即日再考の餘地なしと云ふ極めて冷たい言葉の下にはねつけられたのであります。其の上會社側の代表者は封建時代の暴君の如き言葉を我組合員三千の代表者に與へられたのでした。

曰ク「會社のなす事に深くとかやく云ふべきものではない故に若しそれに對して不満の人があれば其人には會社を退いて貰ふより外はない」と云ふ意味な。

諸君何と云ふ亂暴な且頑迷な言葉でありませうか、此の會社側の暴壓的態度は最早單なる不誠意でなく進んで彈壓的、挑戰的態度に出たものであると見るより外はないのであります。茲に於て如何に穩健なる組合と雖も此上の忍従には堪へられなくなりました。故に我等は此の橫暴頑迷な會社當事者の反省を促すべく遂に要求に改め提出するの止むなきに至つたのであります。

勿論我等は徒らに事を好む者ではありません、組合の主義よりしても又事業のそのもの、性質よりしても出來得る限り圓滿な解結を希望して居るのであります。然し會社側の態度の如何に依つては問題が如何に進展するか豫知出來ないのであります、少くとも我等組合は飽く迄圓滿な解結を希望して居るものであると云ふ事を一言して、府市民諸君に諒解をお願ひしてをく次第であります。

東京瓦斯工組合宣傳部